

川西市分別収集計画 (第10期)

令和4年10月

兵庫県川西市

目次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項.	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込 み	4
9. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	5
10. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6

1 計画策定の意義

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」（以下、「法」という。）に基づき、市域での容器包装廃棄物の分別収集を促進するため「川西市分別収集計画（第10期）」を策定する。

本計画は、法第8条に基づき、本市の実情を踏まえながら容器包装の分別収集や減量化の方策を明確にし、今後の取り組むべき方針を示すものです。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向性を以下に示す。

- ①容器包装廃棄物の排出の抑制、再使用の促進を図る。
- ②容器包装の分別を徹底し、効率的且つ効果的な収集及びリサイクルを行う。
- ③市民・事業者・行政の三者が一体となり、資源の有効な利用の確保を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間（令和5年度から令和9年度）とし、3年ごとに改訂する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

容器包装廃棄物項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物 合計	8,200.7	8,182.0	8,163.3	8,112.8	8,062.0
スチール製容器	164.2	163.8	163.5	162.5	161.6
アルミ製容器	177.0	176.7	176.3	175.3	174.2
無色ガラス製容器	443.3	442.4	441.5	438.9	436.3
茶色ガラス製容器	246.8	246.3	245.8	244.4	242.9
その他ガラス製容器	303.5	302.9	302.3	300.5	298.8
飲料用紙製容器	190.2	189.9	189.5	188.4	187.2
段ボール	1,652.9	1,649.7	1,646.3	1,636.6	1,626.8
その他紙製容器包装	1,051.4	1,049.3	1,047.2	1,041.0	1,034.8
ペットボトル	334.6	333.8	333.2	331.2	329.2
その他プラスチック製容器包装	3,636.8	3,627.2	3,617.7	3,594.0	3,570.3
うち白色トレイ	131.9	131.7	131.4	130.6	129.9

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の方策を実施していきます。

なお、実施するにあたっては、市民・事業者・行政の三者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら実施していくものとする。

- ① 廃棄物減量等推進審議会より、「パートナーシップで進める循環型社会の形成」について答申がなされ、省包装、ノーレジ袋・マイバッグ持参促進運動、グリーン購入など具体的な計画が示されており、この計画を踏まえ諸施策を実施していきます。
- ② まちづくり出前講座（ごみ学習会）など各種の啓発活動を積極的に推進するとともに、地域や学校・幼稚園などを対象とした環境教育にも取り組んでいきます。
- ③ 再生資源集団回収の実施団体による資源の有効活用に努めます。
- ④ 各種の情報提供媒体を積極的に活用し啓発を推進します。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

国崎クリーンセンターの搬入基準等に基づき、分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分を下表のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器及びアルミ製の容器	カン
主としてガラス製の容器のうち 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	ビン
主として段ボール製の容器	段ボール
段ボール製の容器を除く主として紙製の容器包装	雑誌類
主としてポリエチレンテレフタレート(P E T)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t／年）

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	市収集分 139.4 店頭回収分 0.9 計 140.3	市収集分 139.1 店頭回収分 0.9 計 140.0	市収集分 138.9 店頭回収分 0.9 計 139.8	市収集分 138.0 店頭回収分 0.9 計 138.9	市収集分 137.2 店頭回収分 0.9 計 138.1					
主としてアルミ製の容器	市収集分 77.5 集団回収分 77.5 店頭回収分 10.7 計 165.7	市収集分 77.3 集団回収分 77.3 店頭回収分 10.7 計 165.3	市収集分 77.1 集団回収分 77.1 店頭回収分 10.6 計 164.8	市収集分 76.7 集団回収分 76.7 店頭回収分 10.6 計 164.0	市収集分 76.2 集団回収分 76.2 店頭回収分 10.5 計 162.9					
無色のガラス製容器	市収集分 433.7 店頭回収分 0.6 計 434.3	市収集分 432.9 店頭回収分 0.6 計 433.5	市収集分 432.0 店頭回収分 0.6 計 432.6	市収集分 429.4 店頭回収分 0.6 計 430.0	市収集分 426.9 店頭回収分 0.6 計 427.5					
	(引渡量) 434.3 (独自処理量)	(引渡量) 433.5 (独自処理量)	(引渡量) 432.6 (独自処理量)	(引渡量) 430.0 (独自処理量)	(引渡量) 427.5 (独自処理量)					
茶色のガラス製容器	市収集分 232.4 店頭回収分 0.3 計 232.7	市収集分 231.9 店頭回収分 0.3 計 232.2	市収集分 231.4 店頭回収分 0.3 計 231.7	市収集分 230.1 店頭回収分 0.3 計 230.4	市収集分 228.7 店頭回収分 0.3 計 229.0					
	(引渡量) 232.7 (独自処理量)	(引渡量) 232.2 (独自処理量)	(引渡量) 231.7 (独自処理量)	(引渡量) 230.4 (独自処理量)	(引渡量) 229.0 (独自処理量)					
その他のガラス製容器	市収集分 294.3 店頭回収分 0.5 計 294.8	市収集分 293.7 店頭回収分 0.5 計 294.2	市収集分 293.1 店頭回収分 0.5 計 293.6	市収集分 291.4 店頭回収分 0.5 計 291.9	市収集分 289.7 店頭回収分 0.5 計 290.2					
	(引渡量) 294.3 (独自処理量) 0.5	(引渡量) 293.7 (独自処理量) 0.5	(引渡量) 293.1 (独自処理量) 0.5	(引渡量) 291.4 (独自処理量) 0.5	(引渡量) 289.7 (独自処理量) 0.5					
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	集団回収分 2.3 店頭回収分 23.2 計 25.5	集団回収分 2.3 店頭回収分 23.2 計 25.5	集団回収分 2.3 店頭回収分 23.1 計 25.4	集団回収分 2.3 店頭回収分 23.0 計 25.3	集団回収分 2.3 店頭回収分 22.9 計 25.2					
主として段ボール製の容器	市収集分 588.6 集団回収分898.4 計 1,487.0	市収集分 587.5 集団回収分896.6 計 1,484.1	市収集分 586.3 集団回収分894.8 計 1,481.1	市収集分 582.8 集団回収分889.5 計 1,472.3	市収集分 579.3 集団回収分884.2 計 1,463.5					
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	店頭回収分 0.2 計 0.2	店頭回収分 0.2 計 0.2	店頭回収分 0.2 計 0.2	店頭回収分 0.2 計 0.2	店頭回収分 0.2 計 0.2					
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	市収集分 247.8 店頭回収分 29.6 計 277.4	市収集分 247.3 店頭回収分 29.5 計 276.8	市収集分 246.9 店頭回収分 29.5 計 276.4	市収集分 245.4 店頭回収分 29.3 計 274.7	市収集分 243.9 店頭回収分 29.1 計 273.0					
	(引渡量) 247.8 (独自処理量) 29.6	(引渡量) 247.3 (独自処理量) 29.5	(引渡量) 246.9 (独自処理量) 29.5	(引渡量) 245.4 (独自処理量) 29.3	(引渡量) 243.9 (独自処理量) 29.1					
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	市収集分 1,363.1 店頭回収分 27.9 計 1,391.0	市収集分 1,360.4 店頭回収分 27.9 計 1,388.3	市収集分 1,357.7 店頭回収分 27.7 計 1,385.4	市収集分 1,349.6 店頭回収分 27.6 計 1,377.2	市収集分 1,341.6 店頭回収分 27.4 計 1,369.0					
	(引渡量) 1,363.1 (独自処理量) 27.9	(引渡量) 1,360.4 (独自処理量) 27.9	(引渡量) 1,357.7 (独自処理量) 27.7	(引渡量) 1,349.6 (独自処理量) 27.6	(引渡量) 1,341.6 (独自処理量) 27.4					

9 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分		収集・運搬	選別・保管
缶	スチール	カン		市による定期収集	一部事務組合
	アルミ			店頭回収	民間業者
びん	無色ガラス	ビン	無色	市による定期収集	一部事務組合
	茶色ガラス		茶色	店頭回収	民間業者
	その他の色のガラス		その他		
紙類	飲料用紙製容器	雑誌類		市による定期収集	民間処理施設で保管
		紙パック		集団回収 店頭回収	民間業者
	段ボール	段ボール		市による定期収集 集団回収	民間処理施設で保管 民間業者
	その他の紙製容器	雑誌類		市による定期収集 集団回収	民間処理施設で保管 民間業者
ペットボトル		ペットボトル		市による定期収集 店頭回収	一部事務組合 民間業者
その他のプラスチック製容器包装		プラスチック製容器包装		市による定期収集 店頭回収	一部事務組合 民間業者

10 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	中 間 処 理
スチール缶 アルミ缶	カン	袋	ダンプ車	国崎クリーンセン ターで選別・圧縮 ・保管
無色ガラスびん 茶色ガラスびん その他の色のガラスびん	ビン	コンテナ 若しくは袋 (色別3区分)	ダンプ車	国崎クリーンセン ターで保管
段ボール	段ボール	紐で結束	パッカー車	民間処理施設で保管
その他の紙製容器	雑誌類	紐で結束	ダンプ車	民間処理施設で保管
ペットボトル	ペットボトル	袋	パッカー車	国崎クリーンセン ターで圧縮梱包・ 保管
その他のプラスチック製容 器包装	プラスチック製 容器包装	袋	パッカー車	国崎クリーンセン ターで圧縮梱包・ 保管